**青少年課**

**健全育成グループ**

**１　大阪府青少年健全育成条例の運用**

　　クロスボウは、その構造及び機能が人体に危害を及ぼすものであり、青少年が携帯し、凶器として使用するおそれがあることから、青少年に入手させないよう、青少年健全育成条例に基づく有害な玩具刃物類に指定した。

　　また、夜間立入制限施設や有害図書類の区分陳列等の調査を実施するなど、「大阪府青少年健全育成条例」の効果的な運用により、青少年が健やかに成長できる環境づくりを推進するとともに、関係行政機関及び青少年団体等の連絡調整を行った。

　　さらに、青少年のＳＮＳ等インターネット利用での被害やトラブルを防ぐため、ＳＮＳ等を活用した啓発や、保護者に向けたフォーラムを実施した。

（参考：条例改正の経過）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 昭和59年12月 | 大阪府青少年健全育成条例の制定 | |
| 平成３年12月 | 条例改正 | * 有害図書類指定制度の導入 |
| 平成15年３月 | 条例改正 | * インターネット上の有害情報への対応 * 有害図書類指定制度の強化（包括指定の導入） |
| 平成17年10月 | 条例改正 | * 夜間営業を行う施設への立入制限 * 夜間に外出させない保護者の努力義務 * 夜間連れ出し等の禁止 * 有害図書類指定制度の強化（団体指定の導入）　等 |
| 平成20年12月 | 条例改正 | * 出会い喫茶等営業の規制 * 包括指定基準の見直し * 有害がん具刃物類の規制の見直し　等 |
| 平成22年11月 | 条例改正 | * 出会い喫茶等営業の規制の削除 |
| 平成23年３月 | 条例改正 | * 有害図書類指定基準の条例化 * 有害図書類区分陳列違反に対する勧告制度の見直し * インターネット上の有害情報への対策強化 * 出会い系サイト等の広告規制 * 子どもの性的虐待の記録の製造・販売・所持しない努力義務 |
| 平成26年10月 | 条例改正 | * 児童ポルノ法名称変更に伴う引用箇所についての改定 |
| 平成28年６月 | 条例改正 | * 風適法改正に伴う条項ずれの規定の整備等 |
| 平成29年11月 | 条例改正 | * 刑法改正に伴う条項ずれの規定の整備等 |
| 平成30年３月 | 条例改正 | * 有害役務営業（いわゆる「ＪＫビジネス｣）の規制 * 青少年インターネット環境整備法改正に伴う規定の整備等 |
| 平成31年３月 | 条例改正 | * 児童ポルノ等の提供を求める行為等の禁止 |
| 令和２年３月 | 条例改正 | * 淫らな性行為及びわいせつ行為の禁止規定の適用対象の拡大 |

（１）大阪府青少年健全育成審議会の運営

　　○総会

開催回数　１回

　　　内　　容　・平成30年度及び令和元年度青少年健全育成審議会提言及び府の取組について

　　　　　　　　・「クロスボウ」の現状等について

○第２部会

開催回数　１回

内　　容　・「クロスボウ」の有害な玩具刃物類の指定について

・有害な玩具刃物類に関するエネルギーの表記について

（２）立入調査の実施（第50条）

○夜間立入制限施設に対する合同立入調査・補導活動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みて中止した。

○有害図書類の区分陳列等条例遵守状況調査

・青少年健全育成推進員による実地調査

・調査件数：368件（書店　252件、レンタルビデオ店等　116件）

＜指導状況＞　掲示義務違反　　　　 25件

　　　　　　　　　　　区分陳列・包装違反　 44件

　　○携帯電話販売店舗に対する立入調査

・青少年健全育成推進員による電話調査

・調査店舗数：93店舗

＜指導状況＞　違反店舗なし

（３）自動販売機による図書類販売等の届出（第19条第１項）

　・届出に基づく設置台数　422台（60業者）

　　　・届出書受付状況

　　　　　販売届出　　　　　　 　０件

　　　　　廃止届出　　　　　　　 ６件

（４）大阪府青少年健全育成優良店表彰制度

青少年にとって良好な社会環境づくりを進めるために他の模範となる優れた活動を行っている営業所の表彰については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みて延期した。

（５）フィルタリング啓発リーフレットの配布

フィルタリング啓発リーフレットを希望する学校等に配布した。

（６）大阪の子どもを守るネット対策事業（文科省委託事業）の実施

青少年が適切にインターネットを利用できるようフィルタリングの更なる普及啓発に努めるとともに、青少年のネット・リテラシー向上に向けた取組みを実施した。〔文部科学省委託事業〕

　　〇ＯＳＡＫＡスマホサミットの実施

日時　令和２年12月６日（日）

場所　大阪市立阿倍野区民センター　小ホール

参加者　約100人

※青少年の利用実態を把握するスマホアンケートも併せて実施

回答数　27,118人

〇スマホ・ＳＮＳ安全教室の実施

　　スマートフォンやSNSの利用に伴う各種のトラブルから青少年を守り、

各学校や地域でネット・リテラシーを高める取組の参考としてもらうた

め、児童・生徒と教職員等の指導者を対象に具体的なトラブル事例とその

回避策についての研修を実施した。

令和２年６月～令和３年３月の間で計17校、2,560人受講

　　〇事業報告書＆適切なネット利用のための事例・教材集の作成・配付

本事業の報告を兼ねた事例・教材集を3,000部作成し、府内小中高等学校等に配付した。

（７）ＳＮＳ等に起因した青少年の被害防止対策事業

　　〇ＳＮＳ等を活用した子どもの被害防止のための啓発の実施

　　　　インターネット広告を活用し、ＳＮＳやインターネットの検索エンジン上で性被害を誘発するおそれのある書き込みや検索を行う子どもや大人に対して、当該者のＳＮＳ等の画面上に注意喚起のメッセージ広告を表示させる啓発を実施した。

実施期間　令和２年11月19日（木）～令和３年３月14日（日）

〇子どものＳＮＳ等インターネット利用での被害やトラブルを防ぐためのフォーラムの実施

子どものＳＮＳ等インターネット利用での被害やトラブルについて、オンライン配信によるフォーラムを開催した。また、府内市町村等にＤＶＤを配付した。

公開期間　　　令和３年３年26日（金）～３月31日（水）

公開方法　　　YouTube（申込者に限定公開）

申込者数　　　245人

ＤＶＤ配付数　150枚

〇青少年健全育成条例改正に伴う周知リーフレットの配布

ＳＮＳ等の被害から青少年を守るため、ＳＮＳに潜む性的被害等の危険性やトラブルに遭った際の相談機関窓口を周知するリーフレットを作成し、府内全中学１年生に約９万８千部配布した。

**２　こども会の育成**

　　府内こども会活動の一層の振興を図るため、日頃から積極的な活動を続けているこども会を表彰する「大阪府優良こども会表彰」を、例年（一財）大阪府こども会育成連合会が実施する表彰式と合同で開催しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みて延期した。

**３　青年海外派遣の実施**

　　内閣府が実施する海外派遣事業に係る推薦者の選考及び内閣府への推薦を行ったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みて内閣府が派遣を中止した。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 訪問国（予定） | 応募者数 | 推薦者数 | 派遣者数 |
| 国際社会青年育成 | チェコ  エストニア  メキシコ  ドミニカ共和国 | 人  ８ | 人  ８ | 人  ― |
| 日本・韓国青年親善交流 | 韓国 | １ | １ | ― |
| 日本・中国青年親善交流 | 中国 | １ | １ | ― |
| 東南アジア青年の船 | マレーシア  フィリピン  インドネシア  ベトナム | ８ | ７ | ― |
| 世界青年の船 | インド  スリランカほか | 14 | 14 | ― |
| 地域コアリーダー  プログラム | ニュージーランド | １ | １ | ― |

**４　青少年育成大阪府民会議の運営**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 予算額 | 981千円 | 992千円 | 1,228千円 |
| 決算額 | 656千円 | 746千円 | 453千円 |

「大人が変われば、子どもも変わる。」運動、「青少年賞及び青少年育成功労者等表彰」、「こども110番」運動、「中学生の主張」大阪大会など、積極的に青少年の育成運動を推進している青少年育成大阪府民会議（会長：大阪府知事）の事務局としてその運営を行った。

（実施事業）

　　・「大人が変われば、子どもも変わる。」運動の推進

　　　　青少年による凶悪事件の発生やいじめ・不登校の増加などの、青少年問題の背景の一つといわれる規範意識に欠ける大人社会の風潮を見直し、大人自身の姿勢や大人社会のあり方を省みるきっかけとなるよう「大人が変われば、子どもも変わる。」運動を推進するため、市町村や参加団体において啓発運動がより一層推進できるよう、啓発グッズなどを提供した。

　　・「青少年賞及び青少年育成功労者等表彰」の実施（延期）

　　　　府民に対して、子どもの健全育成のために様々な分野において活動している青少年指導者及び青少年団体等への理解と認識を深め、青少年活動のより一層の推進を図ることを目的として、例年「青少年賞及び青少年育成功労者等表彰」を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みて各種表彰を延期した。

　　・「中学生の主張」大阪大会の開催

　　　　大阪府内の中学生が、社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案などを発表し、次代を担う青少年の育成に資することを目的として「中学生の主張」大阪大会を実施した。

　　　日時　　令和２年９月５日（土）

　　　場所　　クレオ大阪南（大阪市立男女共同参画センター南部館）ホール

　　　応募数　558作品

**５　青少年海洋センターの運営**

青少年に自然と親しむ健康で文化的なレクリエーション活動の場を提供し、もって青少年の健全な育成を図る目的で設置した大阪府立青少年海洋センターの管理、運営を行った。

　（施設概要）

・所在地　　　　　泉南郡岬町淡輪6190

・開　設　　　　　昭和50年７月20日

・主な施設機能　　本館（宿泊棟、研修棟、体育館等）／ヨットハウス（会議室、展示室等）／ファミリー棟（宿泊室、会議室、テニスコート等）／グラウンド／キャンプファイヤー場／野外炊さん場　等

・根拠法令等　　　大阪府立青少年海洋センター条例

・管理運営（本館・ヨットハウス・ファミリー棟）

指定管理者　ＮＰＯ法人ＮＡＣ、ナンブフードサービス㈱、

（株）ＢＳＣ・インターナショナル

指定期間　平成28年４月１日～令和３年３月31日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 利用状況（本館） | 66,634人 | 63,786人 | 26,787人 |
| 利用状況（ファミリー棟宿泊） | 6,614人 | 5,784人 | 745人 |
| 委託料・指定管理者 | 96,181千円 | 96,039千円 | 97,325千円 |
| ＥＳＣＯサービス料（歳入） | 1,848千円 | 1,866千円 | 1,883千円 |

　　※上記以外に新型コロナウイルス感染症による休館要請の減収補填として指定管理者に対し、委託料（令和元年度　4,357円、令和２年度　29,908千円）を支出

**６　青少年海洋センターＥＳＣＯ事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 予算額 | 3,094千円 | 3,151千円 | 3,151千円 |
| 決算額 | 3,094千円 | 3,151千円 | 3,151千円 |

「大阪府ＥＳＣＯアクションプラン」におけるＥＳＣＯ事業対象施設として、民間の資金とノウハウを生かして省エネルギー化改修を行い、省エネルギー化によって削減された光熱水費の一部からＥＳＣＯサービス料を支出した。

契約期間　　　　平成18年12月25日～令和４年３月31日

契約総金額　　　45,972千円

年度別契約金額 　3,151千円

**７　青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 予算額 | 2,993千円 | 2,785千円 | 2,940千円 |
| 決算額 | 1,531千円 | 2,320千円 | 2,426千円 |

子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会の設置をはじめ市町村におけるネットワーク構築や人材養成等について支援した。

（１）ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業の実施

市町村においてひきこもりの支援が適切に行えるよう市町村や民間支援団体の相談員等を対象として、それぞれの支援経験に応じた研修を実施した。

○委託先　 特定非営利活動法人　クラウドナイン

○委託料　 550千円

〇受講者数　延べ212人

（２）青少年スキルアップサポートモデル事業

中退・不登校・ニート・ひきこもり等の課題を抱える青少年に対して、アルバイト支援等の将来に備えた支援を実施することにより、自己肯定感・資質向上を図り、青少年の社会的自立を促進した。

○補助先　　一般社団法人大阪青少年支援機構ポラリス

○補助金　　950千円

〇支援者数　23人

（３）「大阪府子ども・若者支援地域協議会」の運営

教育、福祉、保健医療、就労等関係部局で構成する「大阪府子ども・若者支援地域協議会」を設置・運営し、情報交換、意見交換を通じて、子ども・若者の支援に係る効果的かつ円滑な施策を促進した。

また、大阪府の関係各課と民間支援団体で構成する「大阪府子ども・若者の社会的・職業的自立支援専門部会」を設置・運営し、子ども・若者の支援方法の検討や構成機関における取組みを情報共有することで、子ども・若者の社会的・職業的自立支援を促進した。

**非行防止対策グループ**

**１　少年サポートセンターの運営**

大阪府・大阪府警察本部・大阪府教育庁の三者が連携して非行防止や立ち直り支援等、少年の健全育成のための活動を行った。

（１）立ち直り支援

府内１０か所に設置している少年サポートセンターにおいて、社会福祉

職（ケースワーカ―）が、警察、学校、児童相談所等と連携しながら、少

年の非行の原因・背景を把握し、少年の状況や関心に応じた立ち直り支援

プログラムを実施した。

　　　○事業実施回数　1,131回

○延べ少年数　　1,134人

（２）非行防止・犯罪被害防止教室の実施

非行の低年齢化を防ぐため、中学生になる前段階の小学校高学年を

対象に、非行の重大さに対する理解や犯罪に巻き込まれないための行動

等について小学校に出向き非行防止・犯罪被害防止教室を実施した。

　　　○実施校数　828校（実施率：83.0％）

**２　少年非行・被害防止、暴走族追放対策事業**

（１）暴走族問題大阪府民会議の運営

青少年の非行・被害の防止と暴走族の追放について、広く府民の理解と協力を得るため、昭和55年に青少年育成大阪府民会議の専門会議として設立した暴走族問題大阪府民会議の運営を行った。

（２）少年非行・被害防止強調月間、暴走族追放強調月間

暴走族問題大阪府民会議と連携し、次の事業を行った。

○期　間　７月１日（水）から７月31日（金）まで

○内　容　月間スローガンを「ありがとう　優しい言葉　とどいてる」

　と定め、府民の少年非行・被害防止、暴走族追放気運の高揚などを重

点に、関係機関等と連携して府民運動を推進した。

①少年非行・被害防止を目的としたＤＶＤやチラシを作成し、配布した。

〇ＤＶＤ

内　容

・ＳＮＳに起因する犯罪被害防止教室

・自画撮り被害に関する啓発動画

・大麻乱用防止に関する啓発動画

・特殊詐欺に関する啓発動画

・小学校５年生対象非行防止教室

配付先

・府内全ての中学校及び高等学校等(838校)

・各市町村教育委員会等(49機関)

・各警察署(65署)

〇チラシ

内　容

・SNS利用に係る子どもの性被害等の防止

・暴走族追放

配布先

・府内全ての小学校、中学校及び高等学校等(1,839校)

・各市町村教育委員会等(49機関)

②強調月間及び子どもをＳＮＳ犯罪被害から守る内容をデジタルサイネージで発信した。

○期　間　７月１日（水）から７月31日（金）までの間

○場　所　大阪市北区曽根崎２丁目１６番１４号

大阪府警察コミュニティープラザ（曽根崎警察署地階）

**３　少年非行集団等の補導**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 予算額 | 2,898千円 | 2,898千円 | 2,898千円 |
| 決算額 | 2,751千円 | 2,616千円 | 1,405千円 |

中学生を中心とする非行少年・グループを早期に補導し、その健全な育成を図るため、府警察本部と共同で昭和38年12月から民間有志適格者を少年補導協助員に委嘱し、対象の少年・グループに対する個別・集団指導を行っている。令和２年度は、58地区定員数205人の協助員が少年の指導を行った。

**４　少年非行防止活動ネットワークに対する支援**

大阪府の総合治安対策の一環として、地域に根ざした少年非行防止対策を進めるため、少年非行防止活動ネットワークの活性化に向け、警察等の関係機関と連携のうえ、地域で行われる街頭巡回への同行支援や助言、その他にも地域における研修会への講師派遣などの活動支援を行った。

○設置市区町村

平成30年度に全市区町村に設置(大阪市は区単位)

（平成21年以前から少年補導センターを設置している豊中市、箕面市、東大阪市を含む。）

○活動支援事業

・ボランティア研修等における講演

・自治体広報紙を活用した研修

・街頭巡回への同行支援

・活動教材（街頭巡回声かけ活動の手引き）の提供

・活動物品（セーフティバンド）の提供